

草津市営住宅条例の一部改正について

(公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援等 (案))

1 改正の背景

子育てしやすい住環境づくりを進めるため、公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援を行うため、「草津市営住宅条例」の改正を検討しています。

また、限りある公営住宅の適正な供給を行うため、条例上の「勤務地要件」(入居者資格)の改正を検討しています。

2 改正内容の概要 (案)

(1) 公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援

①子育て世帯の優先募集枠の設定

子育て世帯向けに一般の公営住宅と別に募集枠を設け、優先的に入居いただける公営住宅を指定します。

令和3年からの長寿命化工事により居住性の向上を図った常盤団地の一部を子育て世帯優先住宅として指定します。

今後、建替により子育てに適した住戸の一部について子育て世帯優先枠での募集を検討します。

	内 容
対象	中学生以下の子どもと同居する世帯 (入居者または同居者が妊娠している場合を含む。)
募集枠	常盤団地の空き住戸の一部

②収入基準（入居資格）の緩和

現在、入居資格の収入基準を原則 158,000 円を収入上限としていますが、障害者、高齢者世帯等、条件を満たす世帯については 214,000 円まで上限を引き上げています。

子育て世帯については、養育に係る負担が大きいことから、施行令で定める収入要件の上限額である 259,000 円まで収入要件を引き上げ、入居可能世帯を広げます。

(現在)

収入分位		対象者
25%	158,000 円/月	下記以外の者
40%	214,000 円/月	①障害者 ②戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等 ③入居者が 60 歳以上で、かつ同居者がいずれも 60 歳以上または 18 歳未満 ④同居者に小学校就学の始期に達するまでのものがある場合 ⑤災害により滅失した住宅に居住していた低所得者
50%	259,000 円/月	

(改正 (案))

収入分位		対象者
25%	158,000 円/月	下記以外の者
40%	214,000 円/月	①障害者 ②戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等 ③入居者が 60 歳以上で、かつ同居者がいずれも 60 歳以上 ④災害により滅失した住宅に居住していた低所得者
50%	259,000 円/月	同居者に 18 歳以下の子がある場合 入居者または同居者が妊娠している場合

③抽選倍率の優遇

公営住宅において、申し込みをした方の数が募集戸数を超える場合、公開抽選を行っています。

草津市においては、障害者、高齢者世帯等について抽選倍率の優遇を行っています。

今回新たに、子育て世帯の倍率を優遇し、子育て世帯が入居できる機会の拡大に取り組みます。

(現在)

対象者	抽選回数
①高齢者世帯、②一人親世帯(18歳以下)、③障害者世帯、④DV被害者、⑤犯罪被害者、⑥戦傷病者、⑦原爆被爆者、⑧引揚者、⑨ハンセン病療養者	2回
多子世帯(18歳以下)(面積が60㎡以上の場合)	3回

(改正(案))

対象者	抽選回数
①高齢者世帯、②子育て(18歳以下)世帯※、③障害者世帯、④DV被害者、⑤犯罪被害者、⑥戦傷病者、⑦原爆被爆者、⑧引揚者、⑨ハンセン病療養者	2回
①一人親世帯(18歳以下)※、②多子世帯(18歳以下)※(面積が60㎡以上の場合)	3回

※入居者または同居者が妊娠している場合を含む。

(2) 勤務地要件(入居資格)の改正

他市にお住まいで草津市に勤務場所を有する方については、通勤に公共交通機関等を利用し片道1時間以上かかる者に限定することで、限りある公営住宅の適正な供給を行います。

(現在)

・市内に住所または勤務場所を有する者であること。

(改正(案))

・市内に住所または勤務場所(規則で定める地域から通勤する勤務場所に限る。)を有する者であること。